

公 営・町 営 住 宅 の 募 集 に つ い て

富士見町営住宅条例第 3 条第 2 項の規定により、住宅の募集を次のように行うことを公示する。

令和 7 年 12 月 1 日

富士見町長 渡辺 葉

1. 募集住宅（2 戸）

住 宅 名 境滝坂公営住宅 6 号（昭和 59 年度建築）
所 在 富士見町境 7367 番地 1
間 取 3DKY

住 宅 名 乙事町営住宅 3 号（昭和 60 年度建築）
所 在 富士見町乙事 529 番地 2
間 取 3DKY

2. 入居資格

公営住宅法第 23 条及び富士見町営住宅条例第 5 条第 1 項の規定による。

- (1) 地方税を滞納していない者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（3 カ月以内に婚姻する婚約者を含む）がある者であること。
- (3) 下記の収入基準を満たしている者であること。

収入基準

一般世帯（世帯の総所得額—諸控除額）/12=158,000 円以下
裁量世帯 214,000 円以下

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) 町内に住所または勤務場所を有すること。
- (6) 入居者及び同居者が暴力団員ではないこと。

3. 申込方法

総務課・管財係備え付けの申込用紙に記入し、必要書類を添えて申し込む。

4. 募集期間

12 月 1 日～12 月 15 日まで

5. 選考方法

公営住宅法第 25 条及び富士見町営住宅条例第 8 条の規定により公開抽選により選考する。

6. 入居期間

原則として入居決定後 10 日以内

7. 家 費

- ・境滝坂公営住宅 6 号 12,100 円～23,900 円
(公営住宅法に基づき、世帯収入、立地条件、規模、建築年数等を基に算定)
- ・乙事町営住宅 3 号 34,700 円
(富士見町営住宅条例により決定)